

8 保医医政第 1 0 7 5 号
令和 8 年 8 月 2 7 日

各医療機関管理者 殿

東京都保健医療局医療政策部医療政策担当部長
宮澤 一穂
(公印省略)

かかりつけ医機能報告制度について（補足の御案内）

平素より東京都の保健医療施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

かかりつけ医機能報告制度につきましては、制度開始後初めての報告でしたが、各医療機関の皆様には御対応いただき、誠にありがとうございました。

御報告いただいた内容につきましては、東京都ホームページにおいて公表しているところです。

本制度については、制度開始後間もないこともあり、医療機関の皆様から制度内容や報告項目に関するお問合せをいただいていることから、特にお問合せの多かった以下の 2 点、

① 1 号機能の考え方

② 定期報告後も変更報告が可能であること

について、日頃の御対応の参考として、改めて下記のとおり御案内いたします。

引き続き、本制度の円滑な運用に御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 1 号機能の考え方について
- 下表の全ての要件を満たしている場合に、「1 号機能有」となります。
- なお、院内掲示による公表は、報告時点で未実施であっても、G－M I Sで報告した上で遅滞なく院内掲示する場合には、「有り」と報告して差し支えありません。

主な報告事項と機能有の考え方（要件）

No	主な報告事項	機能有の考え方(要件)
1	「具体的な機能（※）」を有すること及び以下 2～5 の「報告事項」について院内掲示による公表をしていること	「有する」かつ「実施している」ことを報告

2	かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無	有無の報告
3	17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること	「実施できる」ことを報告
4	一次診療を行うことができる疾患を報告していること	有無の報告
5	医療に関する患者からの相談に応じることができること (継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む)	「実施できる」ことを報告

※具体的な機能とは、

継続的な医療を要する患者に対して、発生頻度の高い疾患についての診療を行い、日常的な診療において、患者の生活背景を把握し、適切な診療・保健指導を行い、必要な場合には、地域の医師・医療機関と協力して解決策を提供する機能

2 報告内容の変更について

定期報告完了後又は東京都による報告内容公表後であっても、報告内容の変更を行うことができます。

本制度では、状況変化により報告内容に変更が生じた場合や、制度への理解が深まる中で報告内容の見直しを行う場合は、変更報告を行うことが可能ですので、必要に応じて御活用ください。

変更報告の手順等については、以下のマニュアルを御参照ください。

[かかりつけ医機能報告マニュアル（G-M I S 操作編）.pdf](#)

【問合せ先】

東京都 保健医療情報センター 井原

電話 03-532-1801

東京都 保健医療局 医療政策部 医療政策課 医療改革推進担当 川井

電話 03-5320-4448